

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	自己説明	証憑書類	補足
〔原則1〕 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	◆一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために、平成28年(2016年)に定款を制定し、その中に社員総会、理事会、加盟団体などの諸規定を定めて団体を運営している。	・定款	
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること			
〔原則1〕 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	◆定款に定めた事業運営にあたっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守した基本規程を定め運営している。法律事務所とも連携して隨時見直しを行っている。	・定款 ・基本規程	(1) 例えば、一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。
〔原則1〕 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	◆会長1名（法人上の代表理事）、副会長3名、専務理事1名、常務理事4名（以上9名を法人上の業務執行理事）をおいている。本年6月に社員総会にて役員改選を実施し、理事21名（内外部理事1名）を委嘱した。また、監事2名のうち1名を外部有識者に委嘱することができた。	・役員名簿	<p>【参考】ここでいう「外部理事」はJBAにおける外部有識者の定義を準用し、以下の通りとします。</p> <p>「外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。」</p> <p>① 当該協会と下記の緊密な関係がある者 ア 過去4年間の間に、当該協会の役職員または評議員であった者 イ 地区バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役職者である者 ウ 当該協会の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者 ② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者 ③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者」</p>
〔原則1〕 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(5) 組織運営等に必要な規程を整備すること【追加】	◆一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために定款を制定し、組織運営に必要な各種規定を基本規程に定めている。	・定款 ・基本規程 ・規律規程	

原則	審査項目	自己説明	証憑書類	補足
〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(6) 評議員/社員の 多様性 を図ること【追加】	◆加盟団体や市協会、学識経験者などから本協会の活動理念に共感し、一緒に活動していただける方を求めている。社員数は現在83名で、その構成はU12、U15、U18、大学、社会人、トップリーグ、市協会、有識者などとなっている。またバスケットボール関係者ではない方を理事として迎え、多様な意見が反映されるように取り組んでいる。	・定款 ・社員名簿 ・理事名簿	※JBAの評議員構成を参照 評議員数47名以上77名以内 加盟団体（都道府県協会：47名） BLGに所属するチーム（19名） Wリーグに所属するチーム（5名） JBA理事会推薦（1～6名）※2020年度は4名
〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】	◆理事会は定款の定めに基づき、現在は21名の理事と2名の監事で構成している。各事業提案を検討し可否の判断を行えるメンバーを選出している。また、規模の適正化については執行役員会にて隨時検討していく予定である。	・定款 ・理事名簿	(1) 理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置しているか、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等に資するかという観点のもと、理事会を適正な規模で構成することが望まれる。
〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】	◆基本規程に於いて、会長・副会長の任期は同職2期4年間までと定めているが、再任は妨げないとしている。また、役員（理事）の定年制は特に定めないとする。再任回数の上限については定めていないため、執行役員会に於いて隨時検討していく予定である。	・基本規程	(1) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。
〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】	◆現在は規定に基づいて内部で選定している。執行役員会を役員選定委員会として設定し、会長候補・理事候補を選定している。今後については外部有識者等を含む選考委員会の設置、並びに規程の作成も含めて執行役員会等で検討していく予定である。	・定款 ・基本規程 ・執行役員會議事録	(1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。 【参考】JBA「役員候補者の選考に関する規程」
〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること。【追加】	◆2020年度では理事37名中、女性理事は2名と全体の5%であったが、2025年度は21名中3名と約15%となっている。積極的に女性活躍社会の推進に向けての取り組みとして、更なる女性割合を高めるために、人材の育成や登用を各連盟・委員会等で検討していく予定である。	・役員名簿	(1) 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用することが望まれる。 (2) 業務執行理事についても女性を任用することが望られる。 (3) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、協会/連盟運営に必要となる知見を高める機会を設けることなどにより、将来の協会/連盟運営の担い手となり得る人材を計画的に育成している。

原則	審査項目	自己説明	証憑書類	補足
〔原則2〕組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】	◆本協会の基本理念・活動理念・ミッション（中期目標）については、策定したものを6月に開催する社員総会及びホームページ等にて公表している。また、ミッション達成に向けたアクションプランについても、毎月1回の業務執行理事における執行役員会にて、現状の分析や課題を把握し検討を加え、年4回の理事会に於いて提示している。	・社員総会資料 ・理事会資料	(1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバナンスなど、重要な業務分野ごとに、より詳細な目標を策定し公表することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中期目標の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋めるまでの課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）
〔原則2〕組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】	◆Wリーグの開催をはじめ、各カテゴリーの競技会・リーグ戦の運営やアンダーカテゴリーの育成部門の活動や指導に於いて、積極的にボランティアを募り活動している。今後、競技会委員会でボランティア人材の活用に向けた計画づくりを検討していく予定。	・社員総会資料	
〔原則2〕組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(3) 財務運用における健全確保をすること【追加】	◆2015年よりコーポレートスポンサーとの契約を始め自主財源の確保に努めている。各大会などを実行委員会形式で運営すべく、担当者の育成に注力するとともに、冠スポンサーとの連携のを目指し、さらなる収益の確保を図ろうとしている。現在、財務の健全性確保に関する計画は無い。今後、財務委員会で顧問税理士と予算・決算関係の書類整備だけでなく、財務の健全性確保にかかる計画づくり関わってもらう予定。	・社員総会資料	(1) 会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。 (2) 安定した団体運営が可能な計画を策定することが望まれる。 (3) 財務の健全性とは、財源の多様性の確保等、自己財源の充実を意味する。

原則	審査項目	自己説明	証憑書類	補足
〔原則3〕暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	◆役員に対しては年4回の理事会・年1回の社員総会時に研修への参加を促している。	・県協会誌 ・インテグリティ委員会月刊啓発メール「多様な視座から」	(1) 役職員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 役職員向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）等、NFIに適用される関係法令及びガバナンスコードについて ②組織運営のために整備している各種規程や統括団体が定める加盟要件等に係る規程について ③不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について ④選手選考の適切な実施について ⑤大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
〔原則3〕暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	◆チーム数が多く県全体で集まっての一斉教育は出来ないため、各カテゴリーの県レベルの諸会議（U12・・4月、6月、9月、11月、1月、U15・・5月、7月、11月、2月、U18・・4月、12月、2月）において、各地区への連絡・指導を行っている。その後、各地区において所属するチーム責任者へ伝達している。コーチについては指導者養成委員会およびインテグリティ委員会からもメール等の配信によりコンプライアンス遵守・ハラスメント根絶の取り組みへの理解を促している。	・県協会誌 ・インテグリティ委員会月刊啓発メール「多様な視座から」	(1) 登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等） ②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について ③暴力行為、セクハラ、パワハラについて ④その他の違法行為について（未成年の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等） ⑤SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会勢力との交際問題を含む。）、社会常識について
〔原則3〕暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】	◆毎年4月に実施している全国審判長会議伝達講習会において実施している。	・県協会誌	

原則	審査項目	自己説明	証憑書類	補足
〔原則4〕公正かつ適切な会計+A92:Q111+A92:Q111処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	◆業務委託している税理士事務所と連携して、基本規程に定められた財務委員会において適切に会計処理を行っている。年1回、監事による監査を実施している。現在、執行役員会を中心に会計全般に係るオペレーションを作成し全体に示している。	・監事名簿 ・基本規程	
〔原則4〕公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	◆毎年、県スポーツ協会、JBAのD-fund運用説明会に財務責任者や担当者が出席している。県内では各連盟・事業の財務担当者にJBAガイドラインを遵守して、適正に使用するように伝達している。		(1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施することが望まれる。 (2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用されることが望まれる。
〔原則4〕公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	◆基本規程に定められた財務委員会の業務として財務運用を行っている。弁護士・税理士・司法書士などの専門家の方々に必要に応じてサポートを受けられるように体制を整えてある。会計事務所とは業務委託を交わし、予算の作成・実行、決算報告の作成、税務報告、財務諸表の作成などを行い、理事会、社員総会にて報告している。	・基本規程	(1) 計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用することが望まれる。 (2) 専門家の選定に当たっては、スポーツに関する業界動向や適用のある法律・税制・会計基準の改正等に通じた専門家人選を行うことが望まれる。
原則	審査項目	自己説明	証憑書類	補足
〔原則5〕法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	◆法令に基づき、社員総会において開示し、報告と説明を行っている。	・社員総会資料	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
〔原則5〕法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	◆JBAの指導のもと作成している。JBAの審査を受けた上で、本協会ホームページにおいて公開している。		(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
〔原則5〕法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	◆組織図、役員一覧、また事業計画・競技会計画・理事会等議事録、定款・基本規程・規律規程・裁判規程・ガバナンスコード・プライバシーポリシーについても理事会、社員総会を経て、本協会ホームページにおいて公開している。	県協会誌 (1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 社員名簿 (4) 事業計画/事業報告書	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。

原則	審査項目	自己説明	証憑書類	補足
[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】	◆県内各地区協会の設立・整備をお願いしている。現在24の市協会等との連携している。権限関係を定める規定はまだ無く、今後執行役員会および現在年3回開催されている「各市協会合同会議」を通じて検討していく。	・定款 ・組織図	(1) ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、市区町村協会等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まれない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応をすることが望まれる。 (2) 市区町村協会等における組織体制について、女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。☒